

岡山労働局発表
令和元年6月27日

報道関係者 各位

【照会先】岡山労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 木畑 文彦
室長補佐 坪井 一倫
電話 086-224-7639

「不合理な待遇差をなくそうキャンペーン」を実施します ～正社員と非正規社員の間不合理な待遇差の解消に向けて～

岡山労働局（局長 千葉登志雄）は、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」（いわゆる「同一労働同一賃金」）への取組を促進するため、7月1日～9月30日を集中期間として、「不合理な待遇差をなくそうキャンペーン」を実施します。

具体的な取組は次のとおりです。

- ① 「働き方改革（同一労働同一賃金）セミナー」の開催
- ② 特別相談窓口の設置
- ③ 県内に本社があるスーパーマーケット業への要請の実施

昨年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されましたが、「同一労働同一賃金」を定めたパートタイム・有期雇用労働法は令和2年4月1日から施行されます（中小企業は令和3年4月1日～）。

「同一労働同一賃金」については認知度が低い、理解が進んでいないなどの課題があることから、施行までの間に、法律・指針のポイントをお伝えし、自社の雇用管理の状況を点検・確認の上、必要な改善に向けた取組を自主的に行っていただけるよう、周知、支援を集中的に行うこととしたものです。

①セミナーについて

- ・ 事業主向け
- ・ テーマは「同一労働同一賃金」への対応
- ・ 裁判例などを踏まえた講演
- ・ 岡山働き方改革推進支援センターによる無料相談会
- ・ 7月31日（水）13:30～16:00、岡山コンベンションセンター（岡山市北区駅元町14-1）

②特別相談窓口について

- ・ 労働者向け
- ・ 「同一労働同一賃金」に関する相談（希望により企業への説明も可能）
- ・ 岡山労働局雇用環境・均等室内（岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎3階）に開設
- ・ 祝日を除く月～金曜日、9:30～17:00
- ・ 電話086-225-2017

③要請について

- ・ 「同一労働同一賃金」への円滑な対応を求める要請
- ・ パートタイム労働者、有期雇用労働者を多く雇用する業種として、スーパーマーケット業を対象
- ・ 7月11日、（株）天満屋ストアを皮切りに順次実施。

* ②では、事業主の皆様からの相談も受け付けます。具体的なアドバイスが必要な場合、岡山働き方改革推進支援センター（0120-947-188）をご紹介します。